

始良市農業委員会総会議事録（令和3年5月）

1. 開催日時 令和3年5月31日（月） 午後1時30分～午後3時20分まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1 番	小長野 誠	11 番	堂前 澄男
2 番	坂元 廣幸	12 番	西 泰行
3 番	本村 正一	13 番	川島 兼次
4 番	福森 徳昭	14 番	内飩 達也
5 番	牧野田 隆平	15 番	平 富士夫
6 番	杉尾 敏憲	16 番	岩元 律子
7 番	市蘭 由美子	17 番	松元 信道
8 番	白尾 親昭	18 番	夏田 恒
9 番	今村 逸子	19 番	米迫 慎二
10 番	野元 幸雄		

欠席委員 4 番農業委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（7人）

1 番	内村 幸雄	7 番	松永 政文
2 番	宇都 和義	8 番	松元 健一
3 番	扇蘭 弘行	9 番	池端 隆志
4 番	柚木 利雄	10 番	新屋敷 幸一
5 番	大重 孝司	11 番	中村 政芳
6 番	上福元 克己	12 番	柳迫 勝美

欠席委員 2 番推進委員、4 番推進委員、8 番推進委員、
9 番推進委員、11 番推進委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6 号 農地あっせん申出（売渡 希望）について

- 9. 議案第 7 号 農地あっせん申出（買受 希望）について
- 10. 議案第 8 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
- 11. 農地あっせんの経過報告
- 12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
- 13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主任主査
農地係主査
振興係長
振興係主任主査
加治木農林水産係長

	始良市農業委員会総会議事録（令和３年５月） （大会議室に農業委員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕
議 長	ただいまから、令和３年度 第２回 始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は<u>１９名中、１８名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、本日は、４番農業委員が欠席であります。
	————— 会務報告 —————
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明。
	————— 議事録署名委員の指名 —————
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、１２番農業委員、１３番農業委員にお願いいたします。
	————— 会議書記の指名 —————
議 長	つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただき

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長	ます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 1 号 ————— それでは、日程第 3、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 5 2 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 5 月 3 1 日、契約の始期は 6 月 1 日をそれぞれ予定しております。 契約年数につきましては、1 年間で 2 件、2 年間で 1 件、3 年間で 1 2 件、4 年間で 1 件、5 年間で 3 1 件、1 0 年間で 1 8 件で、合計 6 5 件となっております。面積につきましては、合計 9 1, 0 2 7 m²となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 1 2 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 なお、総会資料の 1 0 ページの 5 3 番が、1 番農業委員、5 4 番が、1 5 番農業委員、5 5 番から 5 9 番が、1 6 番農業委員、6 0 番が、2 番農業委員、6 1 番が、1 0 番農業委員、6 2 番から 6 4 番が、1 8 番農業委員、6 5 番が、1 9 番農業委員の関連する議案となっております。 こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。 それでは、1 番から 5 2 番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。 [質問、意見なし] それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 5 2 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
--	---

議 長	委 員	〔賛成多数〕
		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から52番までについては、原案のとおり決定いたしました。
		なお、議案第1号 53番から65番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。
		53番の関係者、1農業委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	（1番農業委員退席）
		それでは、53番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それでは、お諮りいたします。議案第1号 53番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	〔賛成多数〕
		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、53番については原案のとおり決定いたしました。
		1番農業委員は着席してください。
議 長	委 員	（1番農業委員着席）
		次に、54番の関係者、15番農業委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	（15番農業委員退席）
		それでは、54番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それでは、お諮りいたします。議案第1号 54番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕

議 長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、54番については原案のとおり決定いたしました。 15番農業委員は着席してください。
	委 員	（15番農業委員着席）
議 長		次に、55番から59番の関係者、16番農業委員の退席をお願いします。
	委 員	（16番農業委員退席）
議 長		それでは、55番から59番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第1号 55番から59番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、55番から59番については、原案のとおり決定いたしました。 16番農業委員は着席してください。
	委 員	（16番農業委員着席）
議 長		次に、60番の関係者、2番農業委員の退席をお願いします。
	委 員	（2番農業委員退席）
議 長		それでは、60番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第1号 60番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定

		について、６０番については原案のとおり決定いたしました。 ２番農業委員は着席してください。
	委 員	（２番農業委員着席）
議 長		次に、６１番の関係者、１０番農業委員の退席をお願いします。
	委 員	（１０番農業委員退席）
議 長		それでは、６１番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第１号 ６１番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第１号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、６１番については原案のとおり決定いたしました。 １０番農業委員は着席してください。
	委 員	（１０番農業委員着席）
議 長		次に、６２番から６４番の関係者、１８番農業委員の退席をお願いします。
	委 員	（１８番農業委員退席）
議 長		それでは、６２番から６４番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第１号 ６２番から６４番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第１号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、６２番から６４番については、原案のとおり決定いたしました。

	18番農業委員は着席してください。
議 長	委 員 (18番農業委員着席) 次の65番につきましては、議事参与制限に、私が関係しておりますので、会長職務代理者の18番農業委員に議長を交代いたします。
	委 員 (会長 退席)
	委 員 (会長職務代理者 議長席に着席)
議長 (会長職務代理者)	それでは、65番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員 [賛成多数]
議 長 (会長職務代理者)	それでは、お諮りいたします。議案第1号 65番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員 [賛成多数]
議 長 (会長職務代理者)	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、65番については原案のとおり決定いたしました。 このあとは、会長に議長をお返しします。
	委 員 (会長職務代理者 議長席から退席)
	委 員 (会長 議長席に着席)
	————— 議案第2号 —————
議 長	次に、日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から7番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号 農地法3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、13ページから14ページでございます。今月の申請件数は、7件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから7ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。

議 長	それでは、1 番についてご説明申し上げます。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 池島町在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、中津野字蓮木川原〇〇番〇 田、1 筆の1, 3 6 1 m²となります。 以上で、1 番の説明を終わります。 ただいまの説明の1 番に関連して、1 2 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。1 2 番推進委員です。調査報告をいたします。 令和3 年5 月2 2 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、おばさんである譲渡人から贈与を受けることとなります。また、譲受人は、中津野に以前住んでおり、会社を退職したら、農業を始めるとのことでした。機械等は、トラクター1 台、田植機1 台、軽トラック1 台、コンバイン1 台、ハーベスタ1 台あり、問題ありません。労働力は、妻もいて問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3 条第2 項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上、1 番の報告を終わります。
議 長	次の、2 番について事務局の説明を求めます。 それでは、2 番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町辺川字瀬味〇〇番 田、1 筆の6 7 8 m²となります。 以上で、2 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2 番に関連して、5 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。5 番農業委員です。調査報告をいたします。 令和3 年5 月2 3 日、譲受人と申請地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、よく管理され、田植えの準備がされていきました。譲受人の実家は、辺川であります。譲受人は、会社員として勤務しながら、主に水稻を栽培しております。機械等は、トラクター1 台、田植機1 台、防除機1 台、軽トラック1 台を所有しており、問題ありません。労働力も、妻もおり問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3 条第2 項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、2 番の報告を終わります。
議 長	次の、3 番について事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、3番についてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町新生町在住の〇〇。譲渡人 同じく加治木町新生町在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町日木山字宇都〇〇番〇 畑、1筆の274㎡となります。 以上で、3番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の3番に関連して、12番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。12番農業委員です。調査報告をいたします。 令和3年5月19日、譲受人と申請地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、梅が植えてあり、よく管理されていきました。譲受人は、主に野菜を栽培しております。機械等は、トラクター1台をリースしているとのこと。また、足りない農機具は、弟の農機具を借りるとのこと。労働力は、妻と妻の母もいて問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、3番の報告を終わります。
議 長	次の、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番についてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町小山田在住の〇〇。譲渡人 加治木町反土在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字古屋敷〇〇番 畑、1筆の283㎡となります。 以上で、4番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の4番に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。2番農業委員です。調査報告をいたします。 令和3年5月18日、譲受人と現地で会い、申請地を調査いたしました。譲受人は、養豚業を営んでおり、申請地は養豚場の前にあり、よく管理されていきました。畑では、トマト、トウモロコシ、枝豆、インゲン、サニーレタスを栽培されております。樹園地では、梅とブルーベリーを栽培されております。機械等は、ショベル1台、ユンボ1台、トラック1台を所有しております。労働力は、本人1人ですが問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、4番の報告を終わります。

議 長 事務局	次の、5番について事務局の説明を求めます。 それでは、5番についてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 同じく加治木町木田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字ユル木堂〇〇番〇 田、1筆の74㎡となります。 以上で、5番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の5番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。3番推進委員です。調査報告をいたします。 令和3年5月25日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査しました。譲受人は、建設業を営みながら水稻と甘藷を栽培しております。機械等は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台をリースされております。労働力は、本人のほか妻、子1人おり問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、5番の報告を終わります。
議 長 事務局	次の、6番について事務局の説明を求めます。 それでは、6番についてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町新生町在住の〇〇。譲渡人 加治木町西別府在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町西別府字六反田〇〇番〇 田、字六反田〇〇番〇 田、字美津ヶ迫〇〇番〇 田、字遠瀬〇〇番〇 畑、4筆の合計面積が4,185㎡となります。 以上で、6番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の6番に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1番推進委員です。調査報告をいたします。 令和3年5月20日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査しました。譲受人は、主に水稻を栽培しております。機械等は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、軽トラック1台とそろっており、問題ありません。労働力は、両親もおり問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、6番の報告を終わります。

議 長		次の、7番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、7番についてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町米丸在住の〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字木崎田〇〇番〇田、1筆の1, 992㎡となります。なお、こちらは、5月7日開催された農地あっせん会議で、不成立となったものであります。 以上で、7番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の7番に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい。6番推進委員です。調査報告をいたします。 令和3年5月19日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行いました。この件につきましては、5月7日に農地あっせん会議を開催したのですが、価格については、両方で合意していて、価格も低額であったため、あっせんが不成立となり、今回は3条申請がなされたものです。譲受人は、高齢ですが水稻と野菜を栽培しております。機械等は、田植機1台、トラクター1台、防除機1台、軽トラック2台とそろっており、問題ありません。労働力は、息子さんが手伝うということです。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、7番の報告を終わります。
議 長		これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番について一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	[質疑・意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から7番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から7番については、原案のとおり決定いたしました。

議案第 3 号	
議 長	それでは、日程第 5 議案第 3 号、農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明します。総会資料は、15 ページです。今月の件数につきましては、1 件です。 それでは 1 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、東餅田の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。土地の所在が蒲生町久末字二月田〇〇番 田の 1, 489㎡と字二月田〇〇番 田の 1, 469㎡のうち 773㎡で、2 筆の合計面積が 2, 262㎡です。当初の転用目的は山林で、平成 30 年 7 月 5 日と令和元年 5 月 10 日に 5 条許可がなされています。変更後の目的は、貸駐車場・貸事務所在地で、山林を利用なくなり、貸地として適切と判断したためとのことでございます。こちらは、議案第 4 号の 1 番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの事務局説明の 1 番に関連して、6 番推進委員に、議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による処分決定についての 1 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。6 番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 2 種農地であります。その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、フォントナの丘かもうから、西に約 180m の位置です。被害防除現況としまして、東が原野、西は原野と山林、南が原野、北が里道と原野です。申請実現の確実性として、すでに転用済みのため、確実であります。条件及び特記事項は、事業計画地と周囲の境界を明確にすることとなっております。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、終わります。
議 長	これより、議案第 3 号、農地転用事業計画変更申請の 1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 3 号、農地転用事業計画変更申請の 1 番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 ————— 議案第4号 —————
議長	次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は16ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、東餅田の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。土地の所在は、蒲生町久末字二月田〇〇番 田の1, 489㎡と字二月田〇〇番 田の1, 469㎡のうち773㎡で、2筆の合計面積が2, 262㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、貸駐車場・貸事務所在地で、理由といたしましては、貸地として有用であると判断したとのごことでございます。資金につきましては、現状使用のため不要で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書と始末書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（原野）437㎡、〇〇番〇の一部（原野）175㎡と一体利用で、全事業面積が、2, 874㎡となっております。こちらは、議案第3号の1番と関連があります。また、土地利用協議を申請するように指導してあります。 以上で、1番の説明を、終わります。
議長	本案件につきましては、議案第3号の1番で、6番推進委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。
議長	これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の

委員	委員は挙手をお願いします。
議 長	[賛成多数] 賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
	————— 議案第5号 —————
議 長	次に、日程第7 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から16番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、17ページから20ページでございます。今月の申請件数につきましては、16件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 借人 鹿児島市在住の〇〇。貸人 西餅田在住の〇〇です。土地の所在が、池島町〇〇番〇 畑、1筆の面積が276㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 113.44㎡で、理由につきましては、申請地を使用貸借で借り受けて、自己用一般住宅を建築したいとのご希望でございます。こちらは、融資で対応し、区域外のため改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、1番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。10番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、重富中学校から、北に約40mの位置にございます。被害防除現況として、東が宅地、西も宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。

議 長 事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人は、松原在住の〇〇です。土地の所在は、松原町一丁目〇〇番〇 畑、1筆の面積が148㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成（2区画）を建築し、地域の住宅緩和に寄与するとともに、自社の経営安定を図りたいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、除外済のため不要です。また、被害防除計画書が添付されております。こちらのほうは、隣接地〇〇番〇（宅地）291.17㎡と一体利用で、全事業面積が、439.17㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、18番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。18番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から、南東に約250mの位置です。被害防除現況としまして、東が市道、西が宅地と市道、南が市道、北が宅地と一体利用地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございませぬ。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 蒲生町北在住の〇〇。譲渡人 寺師在住の〇〇です。土地の所在が、寺師字櫻谷〇〇番 畑、1筆の面積が748㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は放牧場で、理由のほうは、隣接地の牛舎で畜産経営を行うため、牛の放牧場が必要ということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説

委員	明をお願いします。 はい。2番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、寺師公民館から、北西に約450mの位置です。被害防除の現況は、東が山林と墓地、西が山林、南が里道、北が山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議長	次の、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 協元の〇〇法人〇〇 理事長 〇〇。譲渡人 大島郡知名町在住の〇〇です。土地の所在が、池島町〇〇番〇 畑、1筆の面積が83㎡です。都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、隣接地〇〇番〇への入り口確保とのこととでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、顛末書が添付されております。こちらのほうは、隣接地〇〇番〇（宅地）166.41㎡と一体利用で、全事業面積が、249.41㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。10番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、啓明幼稚園から、東に約10mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が一体利用宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、土砂流失防止のため、ブロック2段を積むこととなっております。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議長	次の、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 寺師在住の〇〇。譲渡人 三拾町在住の〇〇です。土地の所

	在は、寺師字蒲牟田〇〇番〇 田、面積は737㎡のうち20㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は宅地拡張で、理由としましては、申請地を贈与で受け、宅地拡張に利用するということでございます。資金については、現状使用のため不要で、改良区のほうは、除外済のため不要となっております。また、被害防除計画書と面積超の理由書の添付がされております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（宅地）653.91㎡と一体利用となっており、全事業面積が673.91㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、寺師公民館から、南西に約120mの位置にございます。被害防除ですが、東が転用申請中、西が宅地、南が畑、北が県道です。申請実現の確実性は、現状使用のため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、6番について事務局の説明を求めます。 それでは、6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 大分県国東市在住の〇〇。譲渡人 三拾町在住の〇〇です。土地の所在が、寺師字蒲牟田〇〇番〇 田、面積が737㎡のうち723㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 96.23㎡で、理由としましては、現在借家住まいのため、申請地を取得して、一般住宅を建築したいということでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、除外済のため、不要となります。また、被害防除計画書と面積超理由書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため

議 長	問題ありません。申請地の位置ですが、寺師公民館から、南西に約 120m の位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が宅地転用申請中、南が畑、北が県道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
事務局	次の、7 番について事務局の説明を求めます。 それでは、7 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 宮島町の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 宮島町在住の〇〇です。土地の所在が、宮島町〇〇番〇 畑、宮島町〇〇番〇 畑、2 筆の合計面積が 395 m²です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第 3 種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、申請地を取得して、宅地造成（1 区画）するためとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、除外済のため、不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、18 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。18 番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、こまき内科から、南西に約 80m の位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、8 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、8 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 松原町在住の〇〇。譲渡人 神奈川県横浜市在住の〇〇です。土地の所在が、松原町二丁目〇〇番〇 畑、1 筆の面積が 242 m²です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第 3 種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1 棟 138.49 m²で、理由としましては、現在借家住まいのため、申請地を取得し一般住宅を建築するということでご

議 長 委 員	ざいます。資金のほうは、融資で対応し、改良区のほうは、除外済のため、不要となります。また、被害防除計画書が添付されてございます。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、18番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。18番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原上公民館から、東に約130mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が宅地と市道、南が宅地、北が畑と市道です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、9番について事務局の説明を求めます。 それでは、9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 松原町在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、松原町三丁目〇〇番〇 畑、面積が347㎡のうち33㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地拡張で、理由のほうにつきましては、申請地に譲受人所有の電柱があるため、この部分の贈与を受けて宅地拡張することとでございます。資金につきましては、自己資金で、改良区のほうは、除外済のため、不要となります。こちらは、隣接地〇〇番〇（宅地）369.06㎡と一体利用で、全事業面積が、402.06㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、1番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、松原たいこ公園から、北に約240mの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地、西が市道と一体利用地、南が宅地、北が転用申請地と市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明があり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。

議 長	以上で、報告を終わります。 次の、10番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、10番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市在住の〇〇他1名。譲渡人 同じく鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在は、松原町三丁目〇〇番〇 畑、面積が347㎡のうち314㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 109.30㎡で、理由につきましては、現在の住居が手狭なため、申請地に住居を建築することとでございます。資金につきましては、融資で、改良区のほうは、除外済のため、不要となります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原たいこ公園から、北に約240mの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地、西が市道、南が転用申請地、北が市道と宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、11番について事務局の説明を求めます。 それでは、11番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇他2名です。土地の所在は、東餅田字上牟田〇〇番〇 田、1筆の面積が551㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由につきましては、土地を買い受け、宅地造成（3区画）するためとでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書の添付もあります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい。1番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、十日町公民館から、南東に約240mの位置です。被害防除現況ですが、東が田、西が市道、南も市道、北が宅地です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議長	次の、12番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、12番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 下名の合同会社〇〇 代表社員 〇〇。譲渡人 宮崎県児湯郡高鍋町在住の〇〇です。土地の所在が、鍋倉字山元〇〇番 田、字山元〇〇番〇 田、2筆の合計面積が837㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は駐車場と家庭菜園で、理由につきましては、障がい児通所事業所を開設するにあたり、事業所職員及び利用者の駐車場が必要であるためとのございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、3番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。3番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、上麓公民館から、東に約250mの位置です。被害防除現況ですが、東が原野、西が宅地と畑、南が原野、北が里道です。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議長	ここで、しばらく休憩いたします。 (休憩)
議長	休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。

事務局	次の、13番について事務局の説明を求めます。 それでは、13番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市在住の〇〇。譲渡人 蒲生町上久徳在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町下久徳字桑水流〇〇番〇 田、面積が1,180㎡のうち495㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅1棟132.49㎡で、理由につきましては、申請地の一部を譲り受け、自家を建築するということでございます。資金については、融資で、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書の添付もあります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。3番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、蒲生高校から、西に約10mの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が田、南が雑種地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、14番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、14番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 脇元在住の〇〇です。土地の所在が、平松字森山宮田〇〇番〇 田、1筆の面積が446㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は騒音防止緩衝地で、理由につきましては、クリーニング業を営んでおり、周囲への騒音軽減のための緩衝地として購入して、植樹を行いたいということでございます。資金については、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい。10番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、森山公民館から、北西に約180mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西が雑種地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。
議長	次の、15番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、15番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 兵庫県西宮市在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町下久徳字堤田〇〇番〇田、1筆の面積が1,696㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業があり、農地の広がり10ha以上の区域内農地であり、農地区分は、第1種農地と判断されます。転用目的は、建築条件付売買予定地で、理由につきましては、宅地造成（4区画）をするということでございます。資金については、自己資金と融資で、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書の添付もあります。こちらは、第1種農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。建築条件付売買予定地の件ですが、通常宅地造成のみの行為は、第3種農地にしか認められていませんが、建売住宅や、本申請のように、家が建つことを条件に、第1種農地・第2種農地でも、認められております。もし、土地が売れなくて、家が建たない場合は、申請者が自ら建築を行う条件となっており、造成費だけでなく、建築費の資金証明も確認しております。 以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。6番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、蒲生高校から、南西に約450mの位置です。被害防除現況は、東が里道、西が田と水路、南が水路、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明と融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。

議 長	次の、16番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、16番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 兵庫県加古川市在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町下久徳字三池原〇〇番田、1筆の面積が1,083㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、建築条件付売買予定地で、理由につきましては、宅地造成（3区画）をするということでございます。資金については、自己資金と融資で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。3番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、蒲生高校から、北西に約330mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西も宅地、南が市道、北が山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明と融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から16番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	[挙 手]
議 長	18番農業委員。
委 員	はい。18番農業委員です。 5番・6番で、一般住宅の面積超（500㎡を超えていること）の理由書の基準について、教えてください。
議 長	事務局いかがですか。

	事務局	お答えいたします。県の基準となっております。一般住宅の場合、500㎡、農家住宅の場合は、1,000㎡となっております。実情に応じて、例えば土地の形状とかあるかと思しますので、個別の判断となります。
議 長		18番農業委員。よろしいですか。
	委 員	現地調査員で、判断すればよいということですか。
議 長		事務局どうですか。
	事務局	案件により、土地の形状も違うため、今までどおり、現地調査委員に判断してもらいたいと思います。
議 長		18番農業委員。よろしいですか。
	委 員	わかりました。
議 長		ほかに質疑はありませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		5番農業委員。
	委 員	はい。5番農業委員です。 15番の解除条件付売買予定地の件ですが、優良な農地の中に家を建てることとなりますが、条件などはないのですか。
議 長		事務局いかがですか。
	事務局	お答えいたします。15番の場合、建ててよいという条件は、第一種農地の不許可の例外である集落接続施設ということですので、申請地から50m以内に、3軒の家があれば許可要件となります。以上です。
議 長		5番農業委員。よろしいですか。
	委 員	わかりました。例えば、家を建てた場合、排水の問題など水回りのことについては、最初からクリアされるものなのですか。
議 長		事務局どうですか。
	事務局	お答えします。事前に、改良区と相談してもらっております。改良区からも、意見書をいただいております。以上です。

議 長	5 番農業委員。よろしいですか。
委 員	わかりました。
議 長	ほかに質疑はありませんか。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 1 6 番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 1 6 番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、1 5 番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
————— 議案第 6 号 —————	
議 長	次に、日程第 8 議案第 6 号、農地あっせん申出(売渡 希望)についてを議題に供します。 1 番から 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 6 号、農地あっせん申出(売渡 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、2 1 ページです。今月の申請につきましては、売渡 2 件となっております。参考資料につきましては、7 0 ページから 7 1 ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1 番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は平松在住の〇〇、土地の所在が、蒲生町白男字平迫〇〇番〇 田、1 筆の面積が 1, 0 4 5 m²です。譲渡希望価格は、1 0 a 当たり 4 0 0, 0 0 0 円から 5 0 0, 0 0 0 円ということです。 以上で、1 番の説明を終わります。 それでは、2 番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は、加治木町小山田在住の〇〇、土地の所在が、加治木町小山田字中原〇〇番〇 畑、1 筆の面積が、2, 7 3 0 m²です。譲渡希望価格は、1 0 a 当たり 5 0 0, 0 0 0 円

議 長 委 員	ということです。 以上で、2番の説明を終わります。 事務局の説明が終わりました。議案第6号、農地あっせん申出（売渡 希望）の1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」
議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第6号、農地あっせん申出（売渡 希望）の1番から2番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議 長 委 員	賛成多数により、議案第6号、農地あっせん申出（売渡 希望）の1番から2番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案6号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います 自薦他薦いずれでもよろしいです。 「意見なし」
議 長 委 員	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第6号、農地あっせん申出（売渡 希望）についての、 1番については、10番農業委員、18番農業委員、 5番推進委員に、 2番については、2番農業委員、16番農業委員、 4番推進委員に、 それぞれ、お願いしたいと思います。 「はい」
議 長 議 長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。 ————— 議案第7号 ————— 次に、日程第9 議案第7号、農地あっせん申出（買受 希望）につい

	てを議題に供します。 1 番について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、議案第 7 号、農地あっせん申出(買受 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、22 ページです。今月の申請につきましては、買受 1 件となっております。参考資料につきましては、72 ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1 番を説明いたします。 内容につきましては、買受です。申請者は、西餅田在住の〇〇。希望地目が、畑で、希望面積が 1, 987 m²です。希望地区は、三拾町字西玉〇〇番 畑、字西玉〇〇番 畑、字西玉〇〇番 畑、字西玉〇〇番 畑、字西玉〇〇番 畑、字西玉〇〇番 畑、7 筆の合計面積が 1, 987 m²です。希望買受価格は、農業委員会に一任ということです。申請者は、畜産用の農業用施設として利用したいということです。 以上で、1 番の説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第 7 号、農地あっせん申出(買受 希望)の 1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 7 号、農地あっせん申出(買受 希望)の 1 番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 7 号、農地あっせん申出(買受 希望)の 1 番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案 7 号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委 員	「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第 7 号、農地あっせん申出(買受 希望)についての、 1 番については、15 番農業委員、11 番推進委員、 12 番推進委員に、

委員	お願いしたいと思います。 「はい」
議長	それでは、担当になられた委員の方は、よろしくお願いいたします。
議長	————— 議案第8号 ————— 次に、日程第10 議案第8号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	はい。それでは、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。 本案件につきましては、議案第1号の、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として、上程いたしております。 それでは、総会資料の23ページを、お開きください。まず、今回の始期を令和3年6月1日として設定する募集期分について審議していただきます。まず、利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、24ページの各筆明細に記載してありますので、ご確認をお願いします。利用権設定を受ける者の氏名または名称については、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺 裕人 です。本案件は、利用権設定開始日を令和3年6月1日として、本市で配分計画案を作成。次に機構が配分計画を策定し、県に認可申請を行い、当該申請に基づいて県が配分計画を認可した後に、本市農業委員会の決定を受け、市が公告することで効力が発生します。総会資料の24ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回、中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、新規2件の、申請面積は、1,940㎡です。設定する権利別は、全て使用貸借で、期間別は、10年となっております。 今回の設定地域は、蒲生町漆地区となっております。 以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いいたします。
議長	それでは、利用権設定開始日 令和3年6月1日 各筆1番から2番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。農地中間管理事業にかかる農用地利用

議 長 委 員	集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年6月1日 各筆1番から2番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数] 賛成多数により、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年6月1日 各筆1番から2番までについて、原案のとおり決定いたしました。
議 長	————— 農地あっせんの経過報告 —————
議 長 事務局	次に日程第11、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。 それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 農地あっせんの経過報告の資料2ページをご覧ください。23番の〇〇の借受ですが、今月の総会の1号議案23番、24番、25番で、合計面積2,513㎡を借受しております。希望面積が、5,000㎡となっておりますので、継続となります。5ページの63番の〇〇の売渡ですが、5月7日にあっせん会議を開催いたしましたが、金額について合意が得られず不成立となっております。今月の総会において、議案第2号の7番で、3条申請がなされ許可となりましたので、完了となります。 以上で報告を終わります。
議 長	委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
委 員	[挙 手]
議 長	3番推進委員。
委 員	はい。3番推進委員です。 4ページ42番の貸付の〇〇さんですが、借主が見つかりましたので、これから申請準備をします。
議 長	事務局いかがですか。
事務局	わかりました。
議 長	委員の皆さん。ほかに何か報告等ございませんか。

委員	[質問・意見なし]
議長	ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
	————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————
議長	次に日程第１２、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。５月は４件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約５月分を、後ほどご確認ください。 以上で、報告を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
委員	「質問・意見なし」
議長	ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。
	————— その他 —————
議長	それでは日程第１３、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
委員	[発言なし]
議長	ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。 事務局から何かありますか。
事務局	○ 始良市農業委員会農業委員・農地利用最適化推進委員ありかた検討会の委員について ○ 令和２年度農業委員・農地利用最適化推進委員への報酬（能率給分）について ○ 利用権設定の終期設定の取り扱いについて
議長	ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和３年度 第２回 始良市農業委員

事務局長	会総会を閉会いたします。 〔閉会〕 姿勢を正してください。 一同礼。
-------------	--

議事録署名委員

署名委員

署名委員
